

高田河川国道事務所地区工事安全対策協議会運営要領

（総 則）

第1条 本運営要領は、高田河川国道事務所工事安全対策協議会規約（以下「事務所規約」という）第2条（目的）を効率的に達成するために、第4条（組織）第2項に基づき設置する地区工事安全対策協議会（以下「地区協議会」という）の運営について定めるものである。

（組 織）

第2条 地区協議会は、事務所規約第3条（活動）の円滑化を図るため、

- ① 上越地区工事安全対策協議会（以下「上越地区協議会」という）
 - ② 糸魚川地区工事安全対策協議会（以下「糸魚川地区協議会」という）
- を設置する。

（役 員）

第3条 地区協議会の会長は、上越地区協議会にあつては直江津国道維持出張所長とし、糸魚川地区協議会にあつては糸魚川国道維持出張所長とする。

2 地区協議会に会長の他、次の役員を置く。

副 会 長：若干名（当該地区に所属する全ての主任監督員）

地区幹事：若干名（事務所協議会幹事に指名した地区担当幹事を含む）

3 地区協議会長は、同協議会を構成する幹事が不足すると判断した場合には、受注者の中から地区幹事を指名できるものとする。

（活 動）

第4条 地区協議会の活動は、事務所協議会決定事項の具体的活動について協議し、それに基づき実施する。なお、その結果について事務所協議会長に報告するものとする。

（事 務 局）

第5条 地区協議会の事務局は、直江津国道維持出張所及び糸魚川国道維持出張所に置く。

（経 費）

第6条 地区協議会の活動運営に必要な経費については、事務所協議会事務局が負担する。

（そ の 他）

第7条 この運営要領に定めのない事項については、事務所規約第12条（その他）により処理する。

（付 則）

この要領は、平成7年6月30日より施行する。

この改正後の要領は、平成9年4月1日から適用する。

この改正後の要領は、平成13年5月16日から適用する。

この改正後の要領は、平成15年6月4日から適用する。

この改正後の要領は、平成23年6月28日から適用する。

この改正後の要領は、平成27年6月5日から適用する。